

独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の
公表方法等について（ガイドライン）（案）

第 1 趣旨

本ガイドラインは、独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報を、国民及び関係者に分かりやすく提供するため、主務大臣において公表されるべき事項等について取りまとめたものである。

なお、本ガイドラインは、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第 2 公表されるべき事項

法人ごとに、役員の報酬等及び職員の給与の水準に関して公表する事項は次のとおりとする。

1 役員の報酬等について

(1) 基本方針に関する事項

- ア 役員報酬への業績反映の方法
- イ 役員報酬の改定状況

(2) 役員の報酬及び退職金の支給状況に関する事項

- ア 役名別の報酬（諸手当、賞与を含む。）の支給状況（年間）
- イ 退職した役員経験者各人ごとの退職手当の支給状況とその考え方

2 職員給与について

(1) 職員の給与費の管理等の基本方針に関する事項

- ア 人件費管理等についての考え方
- イ 職員の給与水準決定についての考え方
- ウ 職員給与の改定状況

(2) 職員給与の支給状況等に関する事項

- ア 職員の雇用形態別、職種別の給与の支給状況（年間）
- イ 年齢別の年間給与の分布状況
- ウ 職級別在職状況
- エ 賞与の支給状況

オ 給与水準の国家公務員（及び対他法人）との比較指標（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）

注1： イ～オについては、各法人の提出したデータに基づき人事院において算定した数値、指数を用いることとし、当面、事務・技術職員（研究部門を有する法人にあっては事務・技術職員及び研究職員）の状況を記載する。

注2： オの指標に関連して、必要に応じて民間との比較指標を参考併記する。

3 総人件費の状況

4 1、2及び3に関連して主務大臣及び各法人が必要と認める事項

第3 公表の様式、時期、方法等について

前記第2の「公表されるべき事項」は、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注釈」に関するQ&A、Q-78-1、A18（役員及び職員の給与の明細）（3）の「総務大臣の定める様式」で公表する事項とし、その様式は別添「様式1」のとおりとする。

「様式1」の公表は、財務諸表の開示（独立行政法人通則法第38条）と併せて行われるほか、独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報を国民一般が容易に了知し得るよう、以下の方法等によることとする。

（1） 「公表されるべき事項」の公表方法及び時期

ア 主務大臣及び独立行政法人は、当該法人の財務諸表（附属明細書）の主務大臣への提出時期に別添「様式1」により公表する。この場合、公表の趣旨に沿って、適宜、説明、グラフ等を加える等して、国民一般に分かりやすくするよう努めることとする。

イ 公表は、主務官庁及び独立行政法人の広報誌及びホームページ上で行う。

（2） 「公表されるべき事項」の総括発表

ア 総務大臣は、主務大臣等による「公表されるべき事項」を取りまとめ、分かりやすく発表する。

イ 発表の方法は、総務省のホームページ上で行うとともに、記者発表する。

第4 発表のための給与等の調査と指標の作成

(1) 独立行政法人の役職員の給与等実態調査の実施

主務大臣は、毎年、事業年度終了後（4月）、独立行政法人の役職員の給与等実態調査（4月分の給与額、前年度中に支給された月例給及び特別給の総額等についての調査）を行い、当該調査結果を5月10日までに総務省に提出することとする。調査表は、別添「様式2」を参考にして設計することとする。

(2) 国家公務員等との比較指標の作成等

給与水準の国家公務員（及び対他法人）との比較指標（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）その他の発表に必要な指標等については、（1）の調査に基づき、人事院が作成・提供することとする。

(3) 個人情報の保護

主務大臣、総務省及び人事院は、（1）の調査結果について、個人情報の保護に留意するものとする。

以 上

様式 1 主務大臣において公表されるべき事項

〇〇法人の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

① 役員の報酬等の支給状況

役名	平成〇年度年間報酬等の総額			
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	
理事長	千円	千円	千円	()
理事 (人)	千円	千円	千円	()
理事 (非常勤) (人)	千円	千円	千円	()
監事 (人)	千円	千円	千円	()
監事 (非常勤) (人)	千円	千円	千円	()

注:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

② 役員の退職手当の支給状況(平成〇年度中の退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		摘 要
理事長	千円	年	月	
理事A	千円	年	月	
理事B	千円	年	月	
理事A (非常勤)	千円	年	月	
理事B (非常勤)	千円	年	月	
監事A	千円	年	月	
監事B	千円	年	月	
監事A (非常勤)	千円	年	月	
監事B (非常勤)	千円	年	月	

注:「摘要」には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

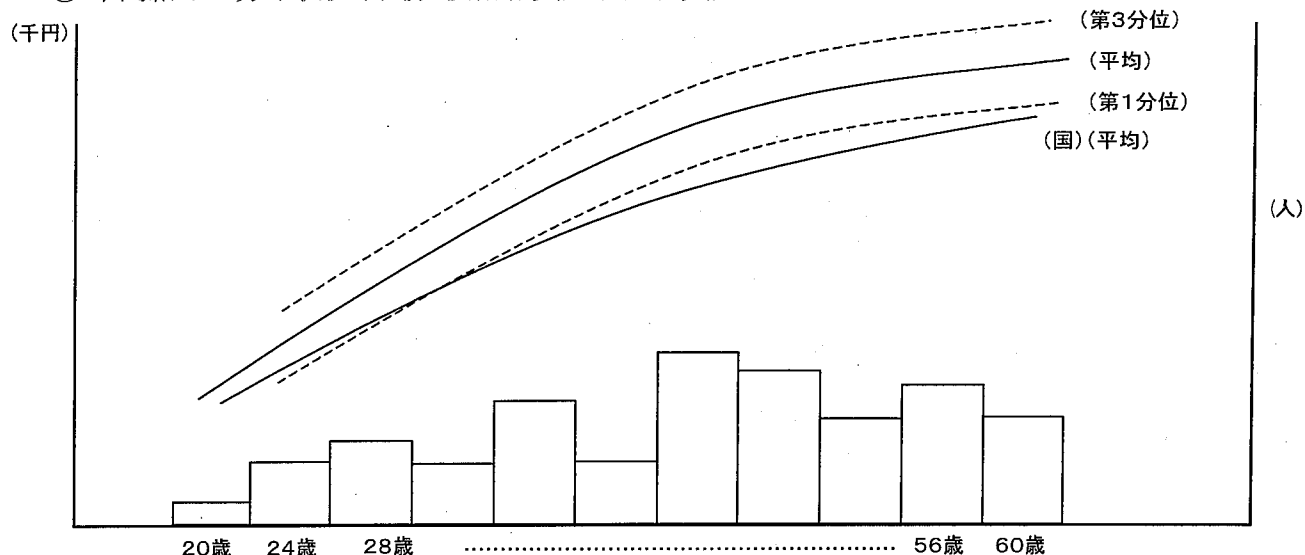
Ⅱ 職員給与について

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成○年度の年間給与額(平均)		
			総額	うち 所定内	うち 賞与
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円
在外職員	人	歳	千円	千円	千円
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円

注：常勤職員については、在外勤務職員、任期付職員、再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ°	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 ・本部課長 ・本部係員					

(研究職員)

分布状況を示すグループ°	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 ・本部課長 ・本部係員 ・主任研究員 ・研究員					

③ 職級別在職状況等(平成○年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

区分	計	○級	○級	○級	○級	○級
標準的な職位						
人員	人	人	人		人	人
(割合)		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
年齢(最高～最低)		歳	歳		歳	歳
		}	}	}	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
		}	}	}	}	}
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
		}	}	}	}	}

④ 賞与(○年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

区分		夏季(○月)	冬季(○月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	(最高～最低)	(～)	(～)	(～)
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	(最高～最低)	(～)	(～)	(～)

⑤ 職員と国家公務員の給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員。ただし、在外勤務職員、任期付職員及び再任用職員を除く。)

対国家公務員(行政職(一)／研究職)

対全法人

(参考)

対民間

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減	中期目標期間開始時からの増△減
給与、報酬等支給総額(A)	千円	千円	千円 (%) ()	千円 (%) ()
人件費 ((A)＋退職手当繰入＋法定福利厚生費)	千円	千円	千円 (%) ()	千円 (%) ()
最広義人件費	千円	千円	千円 (%) ()	千円 (%) ()

注:「最広義人件費」には、国の一般会計の予算に係る最広義人件費と同じ範囲のものを記入する。

IV 報酬・給与の考え方、改定について

1 役員報酬

① 平成○年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

[]

② 役員報酬水準の改定内容

理事長	{	}
理事	{	}
理事(非常勤)	{	}
監事	{	}
監事(非常勤)	{	}

2 職員給与

① 人件費管理の基本方針

[]

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

[]

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

[]

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	

ウ 平成○年度における給与制度の主な改正点

[]

V 法人が必要と認める事項

様式 2 法人の役職員の給与等実態調査票

独立行政法人給与等調査票

法人名	
-----	--

平成〇〇年 4 月 1 日現在の状況						平成〇〇年 4 月分の給与			平成〇〇年度中の給与等の総額			平成〇〇年度中の給与総額		
一連 番号 No.	(1) 職員番号等 (照会用)	(2) 符号	(3) 年齢 歳	(4) 学歴	(5) 級	(6) 職位	(7) 給与総額		(8) うち本俸(俸給)	(9) うち時間外手当	(10) 期末手当 相当分	(11) 勤勉(業績) 手当相当分	(12) 年間給与総額	(13) うち時間外手当
							円	円					円	円
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

独立行政法人一覧(107法人)

平成13年4月設立 (9府省57法人)

(内閣府) (1法人)

独立行政法人国立公文書館

(総務省) (2法人)

独立行政法人通信総合研究所

(平成16年4月に(独)情報通信研究機構に移行)

独立行政法人消防研究所

(財務省) (1法人)

独立行政法人酒類総合研究所

(文部科学省) (16法人)

独立行政法人国立特殊教育総合研究所

独立行政法人大学入試センター

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター

独立行政法人国立女性教育会館

◎独立行政法人国立青年の家

◎独立行政法人国立少年自然の家

独立行政法人国立国語研究所

独立行政法人国立科学博物館

独立行政法人物質・材料研究機構

独立行政法人防災科学技術研究所

独立行政法人航空宇宙技術研究所

(平成15年10月に(独)宇宙航空研究開発機構に移行)

独立行政法人放射線医学総合研究所

独立行政法人国立美術館

独立行政法人国立博物館

独立行政法人文化財研究所

◎独立行政法人教員研修センター

(厚生労働省) (3法人)

独立行政法人国立健康・栄養研究所

独立行政法人産業安全研究所

独立行政法人産業医学総合研究所

(農林水産省) (17法人)

独立行政法人農林水産消費技術センター

独立行政法人種苗管理センター

独立行政法人家畜改良センター

独立行政法人肥飼料検査所

独立行政法人農薬検査所

独立行政法人農業者大学校

独立行政法人林木育種センター

独立行政法人さけ・ます資源管理センター

独立行政法人水産大学校

独立行政法人農業技術研究機構

(平成15年10月に(独)農業・生物系特定産業技術研究機構に移行)

独立行政法人農業生物資源研究所

独立行政法人農業環境技術研究所

独立行政法人農業工学研究所

独立行政法人食品総合研究所

独立行政法人国際農林水産業研究センター

独立行政法人森林総合研究所

独立行政法人水産総合研究センター

(平成15年10月に(認)海洋水産資源開発センターの業務を一部統合)

(経済産業省) (5法人)

◎独立行政法人経済産業研究所

独立行政法人工業所有権総合情報館

◎独立行政法人日本貿易保険

独立行政法人産業技術総合研究所

独立行政法人製品評価技術基盤機構

(国土交通省) (11法人)

独立行政法人土木研究所

独立行政法人建築研究所

独立行政法人交通安全環境研究所

独立行政法人海上技術安全研究所

独立行政法人港湾空港技術研究所

独立行政法人電子航法研究所

独立行政法人北海道開発土木研究所

(農林水産省と共管)

独立行政法人海技大学校

独立行政法人航海訓練所

独立行政法人海員学校

独立行政法人航空大学校

(環境省) (1法人)

独立行政法人国立環境研究所

平成14年4月設立 (1法人)

(内閣府) (1法人)

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

平成14年7月設立 (1法人)

(国土交通省) (1法人)

自動車検査独立行政法人

平成15年4月設立 (3法人)

(総務省) (1法人)

独立行政法人統計センター

(財務省) (2法人)

独立行政法人造幣局

独立行政法人国立印刷局

平成15年10月設立 (30法人)

(内閣府) (2法人)

◎独立行政法人国民生活センター

◎独立行政法人北方領土問題対策協会

(総務省) (1法人)

◎独立行政法人平和祈念事業特別基金

(外務省) (2法人)

◎独立行政法人国際協力機構

◎独立行政法人国際交流基金

(財務省) (2法人)

◎独立行政法人通関情報処理センター

◎独立行政法人日本万国博覧会記念機構

(文部科学省) (5法人)

◎独立行政法人日本スポーツ振興センター

◎独立行政法人日本芸術文化振興会

◎独立行政法人科学技術振興機構

◎独立行政法人日本学術振興会

◎独立行政法人理化学研究所

(厚生労働省) (5法人)

◎独立行政法人福祉医療機構

◎独立行政法人労働政策研究・研修機構

◎独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

◎独立行政法人勤労者退職金共済機構

◎独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

(農林水産省) (4法人)

◎独立行政法人農畜産業振興機構

◎独立行政法人農業者年金基金

◎独立行政法人農林漁業信用基金

◎独立行政法人緑資源機構

(経済産業省) (3法人)

◎独立行政法人日本貿易振興機構

◎独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

◎独立行政法人原子力安全基盤機構

(国土交通省) (6法人)

◎独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

◎独立行政法人国際観光振興機構

◎独立行政法人水資源機構

◎独立行政法人自動車事故対策機構

◎独立行政法人空港周辺整備機構

◎独立行政法人海上災害防止センター

平成16年1月設立 (1法人)

(経済産業省)

◎独立行政法人情報処理推進機構

平成16年3月設立 (1法人)

(厚生労働省)

◎独立行政法人雇用・能力開発機構

平成15年度中設立 (1法人)

(経済産業省)

◎独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

平成16年4月設立 (10法人)

(厚生労働省)

独立行政法人国立病院機構

◎独立行政法人労働者健康福祉機構

◎独立行政法人医薬品医療機器総合機構

(文部科学省)

◎独立行政法人日本学生支援機構

◎独立行政法人海洋研究開発機構

◎独立行政法人国立高等専門学校機構

◎独立行政法人大学評価・学位授与機構

◎独立行政法人国立大学財務・経営センター

◎独立行政法人メディア教育開発センター

(環境省)

◎独立行政法人環境再生保全機構

平成16年7月設立 (2法人)

(経済産業省)

◎独立行政法人中小企業基盤整備機構

(国土交通省)

◎独立行政法人都市再生機構

(注) ◎は特定独立行政法人以外の法人(役職員に国家公務員の身分を与えない法人)を示す。